

## 第3回インターネット上の人権侵害等の防止に関する有識者会議 議事概要

- 1 日 時 令和7年2月6日(木) 10時～12時
- 2 場 所 兵庫県庁1号館5階会議室
- 3 出席者 委 員：尾崎幸弘 委員、木下昌彦 委員、木村玲欧 委員、  
中井伊都子 委員  
オブザーバー：山添慎一郎 弁護士  
事 務 局：小谷寛和 県民生活部次長兼人権参事  
北茂正 県民生活部総務課人権推進室長 外3名
- 4 議 題 インターネット上の人権侵害等を防止することを目的とする条例の  
制定等について

### 5 主な意見

#### (1) 削除要請等の対象について

##### 【対象を拡大すべきとの立場からの意見】

- ①インターネット上の個人に対する名誉毀損やプライバシー侵害（以下「個人の権利侵害」という。）が社会問題となっている今の情勢で、その防止を前面に出しながら、削除要請等の対象を「不当な差別」に限るのは、県民の関心と施策にズレがある。
- ②氏名公表等ではなく、単に削除要請等をするだけであれば、「明らかな権利侵害があるとき」、「著しく回復困難な損害を与えるような場合」、「明白かつ現在の危険（※）」などの要件を入れて、「不当な差別」に限らず「個人の権利侵害」を削除要請等の対象に加えてもよいのではないか。ただし、行政の恣意的運用だと批判される恐れがあるなど客観性を担保する問題がある。

※表現内容の規制には最も厳格な審査が必要であり、表現行為が実質的な害悪を引き起こす危険が明らかに差し迫っている場合以外は、規制は違憲となるとする基準である。（衆議院憲法調査会事務局、「憲法訴訟に関連する用語等の解説」.平成12年5月.p29）

- ③「兵庫県の〇〇」という集団に対する誹謗中傷等であっても脅威に感じる人はいると思う。地域単位など一律の集団規模等で削除要請等の対象を決めるべきではない。
- ④被害者からの申出を待たず行政が削除要請等を実施する場合は行き過ぎと感ずるかもしれないが、逮捕するわけでもないので、憲法上の問題は無いだろう。

##### 【対象拡大に慎重な立場からの意見】

- ⑤個人の権利侵害を削除要請等の対象とするのは難しい。弁護士会の人権擁護委員会でも、個人対個人には基本関わらない。それは裁判で決着すべきこと。
- ⑥司法が行う権利侵害の判断を、行政が行うのは困難。

## (2) 条例の位置付け・意義について

- ①個人が削除要請するよりも、行政の名義で削除要請する方が迅速かつ確実なのであれば、行政が削除要請をする意義がある。
- ②災害時のデマのほとんどは、この条例の削除要請等の対象にならないため、「災害時のデマに有効な条例」という趣旨の発信は誤解を招くものであり、避けるべき。
- ③「行政が対応中」、「行政が介入して助言します」などと言うだけでも抑止力になるため、条例の意義がある。

## (3) 条例・指針の文言について

- ①「SNS」という文言は、例えば LINE が含まれるかどうかなど、様々な解釈ができるため、定義なしでそのまま条例に使うべきではない。
- ②第1条の目的規定の内容が薄いので、前文を設け、県全体で人権を守るという条例の立ち位置や姿勢を前に出すべき。
- ③「送信防止措置」ではなく「削除等防止措置」などとした方が分かりやすい。
- ④指針2(2)アの「人権侵害情報」は、「他人の権利を侵害し、又は侵害する“おそれがある”と認められる情報」と定義されているが、条例第2条の「人権侵害情報」は、「他人の権利を侵害すると認められる情報」と定義されており、「おそれがある」が入っていないため、整合させるべき。
- ⑤指針2(2)イの集団の規模等に関する記載が、条例第8条までの「集団」には適用されないのであれば、その旨を明記するべき。
- ⑥自己の権利を侵害されたとする者からの県への申出について、第三者からの申出も可能とし、「本人ないし、親族、学校の先生、職場の同僚、上司」など、例示を挙げて規定してはどうか。

## (4) 啓発・被害者支援等について

- ①一般感覚では警察に自分で行くのはハードルが高い。県職員が同行してくれると行きやすい。
- ②メール・LINE・電話等の窓口があるとよい。QRコードから相談フォームに案内する方法もある。どうやって相談させるかも重要。
- ③相談窓口周知の掲示物を市役所や学校など目に付くところに貼ると良い。
- ④教育委員会を經由して、小学校低学年、中高学年、中学生、高校生向けなど複数バージョンのパンフレットを作成し、校長会から各学校に配布することも考えられる。
- ⑤被害者の心のケア、命のSOSへの対応が大事。
- ⑥兵庫県こころのケアセンターと連携すると良い。
- ⑦善悪の判断が難しく、誹謗中傷を書かれた＝被害者とも言い切れないため、被害者支援として費用を出すというのは難しいのではないか。